

平成31年度（2019年度）金沢大学大学院法務研究科 入学試験問題

【C日程】法律専門科目試験

憲法 採点基準

憲法25条の規定の趣旨及びその要請するところについての理解を前提に、本件の事案における遺族補償年金受給資格要件に見られる区別が、堀木訴訟事件や学生無年金事件に関する最高裁判決が示してきた「なんら合理的理由のない不当な差別的取扱い」に該当するか否かの憲法14条違反の有無の争点について主として論述してあれば、合格点を与える。また、本件が性に基づく区別か否かの問題、あるいは、憲法25条の趣旨に鑑みて、社会保障的制度の性格を有する制度に関する立法裁量も問題となりうる点にも言及していれば、加点する。本問題では、法令違憲を念頭に置いた議論が行われることを想定している。